

**社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団**  
**発達障がい支援センター PAL (パル)**  
**平成23年度療育児 募集要項**



本事業は大阪府が発達障害者支援法に基づき実施する「療育等支援事業」を社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団が受託して実施する予定の事業です。自閉症およびアスペルガー症候群等の発達障がいのある児童およびその保護者の方を対象に、発達障がいの特性にあわせた療育と保護者に対する研修を行います。

### 1. 募集対象および募集定員（年齢・学年は平成23年4月時点）

幼児～小学校2年生を対象に、平成23年度は51名の募集をします。

幼児（年少・年中・年長）隔週コース 36名程度

療育回数：隔週1回1時間

時間帯：月～金曜日の10:00～11:00、または13:30～14:30

学齢児（小学校1年生～2年生）隔週コース 15名程度

療育回数：隔週1回1時間

時間帯：月～金曜日の15:30～16:30

各コースの人数は、就学前児童の申込み状況によって変動することがあります。

また、各コースの曜日・時間帯は変更する場合があります。

### 2. 療育の内容

療育は年間20回程度（年間3回の個別面談も含まれます）となります。

但し、療育は6月1日からの実施となります。

療育を受けている保護者全員を対象に、木曜日の10時～12時（月に1、2回）保護者研修を設定しています。

### 3. 申し込み資格

大阪府内に在住し、自閉症、広汎性発達障がい、アスペルガー症候群等の発達障がいの診断を受けた小学校2年生までのお子さんとその保護者

保護者同伴で1年間（H24年3月末まで）継続して通所が可能で保護者研修に参加できる方  
これまでに、大阪府の実施する以下の療育を受けたことのない方

イ) 松心園での発達障がい外来での療育

ロ) アクトおおさかでの自閉症児療育・訓練強化事業

ハ) 17年度以降の発達障がい療育等支援事業(will、Sun、Wave、青空、Linkの療育)

上記のいずれかの事業所において、一度療育を受けた場合は、再度、同一もしくは上記の別の事業所での療育を申し込むことはできません。

療育手帳の有無は問いませんが、利用決定後、児童デイサービスの自立支援給付の受給者申請をしていただきます。

### 4. 利用料

児童デイサービス規定の利用者負担額（1回884円前後）

別途、大阪府が定める利用料（1回516円前後）

上記を併せて徴収させていただきます。

受給者証が交付されなかった場合は、別途定める利用料を徴収させていただきます。

詳しくは、説明会で説明させていただきます。

## 5. 保護者説明会

平成23年3月3日(木)、3月10日(木) 10:00~12:00

東大阪市総合福祉センター(近鉄河内永和駅、JR河内永和駅下車 北へ徒歩1分)1階集会室にて療育児募集に関する保護者説明会を実施いたしますので、療育の申し込みをご希望の方は、どちらかの説明会に必ずご参加下さい。

詳しくは、別紙「平成23年度療育児募集に関する保護者説明会のご案内」をご確認下さい。  
上記2日間の説明会に参加できない場合は、電話にてご相談ください。

## 6. 療育利用申込方法

保護者説明会にてお渡しする「発達障がい支援センターPAL(パル)療育利用申込書」に必要事項を記入し、保護者の氏名を明記、捺印してください。

利用決定通知用として、返信用封筒1枚(長形3号(23×12cm)に80円切手を貼り、必ず宛て先として、ご自宅住所、保護者のお名前を記入してください。

と を同封し、下記まで郵送してください。

〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番16号  
東大阪市療育センター内 発達障がい支援センター PAL

電話・FAX、メールでの申し込みは受けませんのでご了承ください。

また、同時募集中の他の大阪府実施療育事業(前記「3、」)との重複申込はご遠慮願います。

「発達障がい支援センターPAL(パル)療育利用申込書」は保護者説明会で配布します。

説明会に参加できない方は、3月10日(木)の説明会以降、郵送での配布となります。返信用封筒(長形3号(23×12cm)に必ず返送先の住所・氏名・療育利用申込書請求と朱書きして80円切手を貼って下さい)を同封の上、上記まで郵送にて資料請求をしてください。

## 7. 申し込み期間

平成23年3月3日(木)~平成23年3月18日(金) **必着。**

## 8. 選考方法および決定通知

申込者が定員を超えた場合は、申し込み資格を有し、説明をうけられたうえ、期間内に郵送で申し込まれた方を対象に、大阪府(福祉部障がい福祉室地域生活支援課)職員の立会いのもと、抽選にて決定いたします。この場合、政令市(大阪市、堺市)以外在住の就学前児童を優先します。発達障害者支援法では、都道府県と同様に政令市も発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うこととされています。大阪市及び堺市でも療育事業が実施されておりますので、大阪市及び堺市在住の方は、それぞれの市の療育事業にお申し込み願います。

**結果につきましては、申込者全員に封書でお知らせします。(3月25日決定通知発送予定)**

## 7. 問い合わせ・資料請求先

住所: 〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番16号

東大阪市療育センター内 発達障がい支援センター PAL

TEL: 06-6783-1425

FAX: 06-6783-6105

問い合わせは月~金曜日 12:00~13:00 または 16:45~17:30 でお願います。